（様式２）

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

|  |  |
| --- | --- |
| 議題 | 大阪にふさわしい大都市制度のあり方について |
| 日時 | 令和２年３月２７日(金)　①１１時３０分　～　１１時５０分  　　　　　　　　　　　 ②１３時３０分　～　１３時４５分  　　　　　　　　　　　 ③１３時１０分　～　１３時２５分  　　　　　　　　　　　　 １３時５０分　～　１５時５０分 |
| 場所 | 1. 大阪府庁、②③大阪市役所 |
| 出席者 | (特別顧問・特別参与)：田中特別顧問  (職員等)：   1. 大阪府知事 2. 大阪市長、副首都推進局長 3. 副首都推進局長、理事、総務・企画担当部長、制度企画担当部長、制度調整担当部長、制度企画担当課長、事務事業担当課長、財政調整担当課長、財政調整担当課長代理 |
| 論点 | 大阪にふさわしい大都市制度のあり方について |
| 主な意見 | 【広域機能の一元化について】  ・新たな大阪府は、広域機能の司令塔として、関西・西日本、ひいては日本全体の成長に寄与する副首都としてのビジョンをしっかり打ち出していくことが重要。  ・そのために、府と市が有している実績・ポテンシャルを合体させ、相乗効果を生み出すことが大切であり、今までになかった「新しい都」への発展に向け、広域司令塔機能を有効に保つガバナンス力をもった組織を作り上げることが重要ではないか。  【基礎自治機能について】  ・特別区制度のメリットとして、「ニアイズベター」だけでなく、人口60万～75万人の規模を有し、地域行政機能としては政令市である大阪市の力をほぼそのまま継承する、権限や財源では中核市を超える程の「強い自治体」が「身近に」誕生するということを示していくことが重要ではないか。  ・新しい特別区とはどのようなものか、今とどう違うのかといった点について、市民に実感をもって理解してもらうことが重要。  【大阪における特別区制度の意義】  ・「東京特別区は市になりたがっている。そんな中途半端な存在を目指すのか」との指摘もあるようだが、大阪の特別区は、事務権限や財源などにおいて東京２３区が感じている限界や制度的不満を大きく乗り越える制度設計となっている。  ・「大阪都構想」の実現は、東京の特別区や日本の自治制度を大きく進展させるきっかけとして、インパクトを与えるものであり、東京特別区の自治権拡充の立場からみても応援すべきもの。 |
| 結論 | 特別顧問のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。  ・各資料のデータは、当概要データと同様にホームページへ掲載してください。 |
| 説明等資料 | 「東京の区からみた大阪都構想」（田中特別顧問作成資料） |
| 備考 |  |
| 関係部局  （室課） |  |